

秋田地方最低賃金審議会

議 事 録

令和7年度 第2回

令和7年8月6日（水）開催

1 日 時 令和7年8月6日(水) 13時30分～14時55分

2 場 所 秋田合同庁舎 第1会議室

3 出 席 者

公益委員 5名中5名出席

伊藤慎一 臼木智昭 嵯峨 宏 堀井 潤 松本和人

労働者委員 5名中5名出席

小玉恵子 後藤正文 佐貫さおり 曾我章生 新関直人

使用者委員 5名中5名出席

小野秀人 境田未希 佐藤宗樹 時田祐司 若泉裕明

[事務局] 秋田労働局

山本労働局長 山口労働基準部長 佐藤賃金室長

佐藤賃金室長補佐 我妻賃金指導官 杉本賃金調査員

4 議 題

(1) 令和7年度地域別最低賃金改定の目安について(伝達)

(2) 賃金実態調査結果について

(3) その他

5 配付資料

資料番号1 生活保護と最低賃金との比較関係資料

資料番号2 令和7年度賃金改定状況調査結果

資料番号3 令和7年度賃金実態調査結果報告(抜粋)

資料番号4 秋田地方最低賃金審議会日程(変更案)

資料番号5 秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書(写)

資料番号6 秋田弁護士会会長声明(写)

資料番号7 秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会委員名簿

6 議事内容

○杉本賃金調査員

本日は、お忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただ今から令和7年度第2回秋田地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名、合計15名の委

員がご出席されました。最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしておりますので、本審議会は成立しましたことをご報告いたします。

それでは、これからの進行は、臼木会長にお願いいたします。

○臼木会長

お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。例年になくマスコミの方が多いけどものすごいプレッシャーを、私を含めて感じてらっしゃると思いますが、今日から実質的な審議に入りたいと思います。長丁場になるかとは思いますが、お付き合いのほどよろしくお願いいたします。

本日審議する議題は、議題1「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について（伝達）」、議題2「賃金実態調査結果について」、議題3「その他」となっております。

本来であればすぐに議題に入るところであります。その前に私から、一つご報告させていただきます。去る7月23日に、秋田県最低賃金に関して秋田県産業労働部長と意見交換をさせていただきました。この意見交換会は、秋田県からの要望により開催されたものでございます。

内容としては、秋田県が現状では全国47都道府県のうち最下位ということで、今回の審議に当たって、全国の最下位から脱出する方向で審議を進めていただきたいという内容の強いご要望がございました。

審議会の仕組みはもちろん秋田県産業労働部長さんはご存じですし、私の独断で決められるわけではなく、労使の協議、審議の中で金額が決まっていく仕組みについては双方とも十分わかったうえで、どうしてもニュースのトップ、この時期になりますと、一番上と一番下の都道府県名の名前が出てしまい、県としてのイメージや若者の地域、地元への定着の面で最下位というのは少しイメージの面で厳しい。マイナスの要素があるのではないかということで、昨年と違って新しい知事が就任されたこともあって、若者の地元定着に強く力点を置いて仕事されている、政策を打ち出していきたいとご意向もあるようで、最下位の脱出に向けた審議を皆様と一緒にご検討いただきたいという申し入れといえますか、ご要望がございました。

秋田県のおかれている、データなどを持ち寄りながら意見交換をして率直な考え方を伺うことができました。以上ご報告になります。

それでは議題に入ります。議題1「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について」ですが、秋田労働局長から一言お願いします。

○山本局長

8月4日、中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に対し、令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について答申があったところでございます。この後、事務局から説明をさせて

いただきますが、この目安額を参考に、地域の経済、賃金等の実情を踏まえて、審議を尽くしていただきますようよろしくお願いいたします。

○臼木会長

ありがとうございます。それでは、事務局から目安答申の説明をお願いします。

○佐藤賃金室長

目安答申の説明をさせていただきます。

本日、参考資料1として「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」写しを机上に配付しております。

令和7年8月4日の答申内容、公益委員見解等につきまして、中央最低賃金審議会の藤村会長から地方最低賃金審議会委員へのメッセージ動画が届いておりますので、初めに私から、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告について簡単にご説明させていただき、その後で、会長メッセージをご視聴いただきたいと思います。

それでは参考資料1の後ろから3枚目、別紙2「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」をご覧ください。

はじめに2の労働者側見解についてです。

今年の春季生活闘争は、昨年をさらに上回る成果が報告されたが、労働組合のない職場で働く労働者に対しても、最低賃金の大幅な引き上げを通じ、これを波及させる必要があり、最低賃金法第1条の法の目的を踏まえて審議を進める必要があると主張した。

地域別最低賃金は、今年は一つの通過点として、全都道府県で、1,000円超の実現は必須であること、また、中期的には「一般労働者の賃金中央値の6割」という目標を念頭に、本年は昨年以上の大幅な改定に向けた目安を提案すべきと主張した。

現在の最低賃金は絶対額として最低生計費を賄っていない上、昨年の改定以降の消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は、足元で4%強の高水準で推移し、物価の上昇基調は続いており、最低賃金近傍で働く者の生活は昨年以上に苦しく、生活実感をいかにデータから汲み取るのかという観点は今年も重要であると述べた。

地域間額差は地方の中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となり、昨年はB・Cランクを中心に、目安を大幅に超える引上げが相次いだ。が、地域の自主性が発揮された結果である一方、地方審議における目安の意義が問われかねない事態である。目安の妥当性と納得性を高め、昨年の実績も念頭に置いた中賃としてのメッセージを示すべきと主張した。

「企業の倒産件数」は、中長期的にみれば低い水準で、統計上の雇用情勢は堅調である。最低賃金の引上げと雇用維持とは相反しておらず、最低賃金の引上げに伴い、むしろ労働力人口は増加傾向にあることから、雇用情勢への影響は極めて限定的と主張した。

企業の経常利益は実績ベースでみて堅調に推移しており、総じて賃金支払能力は問題なく、その上で、中小・零細事業所における賃上げの実現性をさらに高めるためには、より広範な支払い能力の改善・底上げが重要であり、政府の各種支援策の一層の制度拡充と利活用の推進を求めると主張した。

加えて、社会の賃上げの流れを速やかに波及させるという観点では、10月1日発効を中心に、より早期の発効も念頭に議論を進めるべきと主張した。

以上を踏まえ、本年度は「誰もが時給1,000円」への到達と、生活できる賃金水準の実現に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であり、あわせて、地域間額差の是正につながる目安を示すべきであると主張した。労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた公益委員見解については、不満の意を表明した。

次に、2ページの3の使用者側見解についてです。

最低賃金引上げの必要性は十分認識している中、その影響が大きい中小企業の賃上げには、十分な価格転嫁と生産性向上を図り、原資を確保することが必要であり、規模、業種によっては堅調・好調な企業がある一方、物価高や最低賃金を含む人件費の高騰等分を十分に価格転嫁できている企業はまだ少なく、なかでも、Cランク等の地方や小規模事業者の業況は特に厳しいと主張した。

また、満足に価格転嫁ができない状況で、全ての企業に適用される最低賃金の過度な引上げは、経営をより一層圧迫しかねないと主張した。

最低賃金法に定める決定の三要素である「生計費・賃金・通常の事業の賃金支払能力」を各種統計資料からの的確に読み取るとともに、「通常の事業の賃金支払能力」に重きを置き、三要素を総合的に表す「賃金改定状況調査結果」の、とりわけ第4表の賃金上昇率を重視して議論を重ねていく、この基本的な考え方に一切変わりはないと述べた。

その上で、今年度は、明確な根拠・データに基づいた納得感ある目安額の提示がこれまで以上に求められ、各地方最低賃金審議会の議論に資する、合理的かつ納得性の高い根拠・ロジックを示すことが中央最低賃金審議会の役割との共通認識のもと、審議を尽くすべきと強く主張した。

近年の最低賃金は、地域別最低賃金の決定にあたっては、目安額を下限として、目安にどれだけ上乗せするかという議論が繰り広げられている地域があり、その際、三要素によらない隣接地域との競争や最下位の回避等を意図した審議が散見され、最低賃金本来の目的から乖離している可能性を指摘した。

目安小委員会報告が示す引上げ額はあくまで目安であり、地域の実態に基づき目安を参考に議論し、地域別最低賃金額を決定することを確認するとともに、目安審議で用いた統計資料を各地方最低賃金審議会でも活用できるよう、都道府県別データの存在の有無を確認しつつ議論したいと述べた。

地域別最低賃金の「発効日」は法律により10月1日に定められていない中、近年の大幅

引上げによって、これまで以上に事業者側の相当な準備期間が必要であることに加えて、実効性確保の観点から、周知期間の十分な確保や「年収の壁」による就業調整による人手不足の一層の深刻化等の様々な影響も考慮すべきであることを踏まえ、各地方最低賃金審議会が実態に即して発効日を柔軟に決定することが望ましいと主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 ページの4 の意見の不一致では、目安小委員会としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく務めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった。としています。

5 の公益委員見解及びその取扱いでは、公益委員としては、今年度の目安審議については、令和5年全員協議会報告の「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」に配意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、公益委員の見解を取りまとめたものである。としています。

目安に関する小委員会報告についての説明は以上です。

それでは、「令和7年度地域別最低賃金改定の目安の中央最低賃金審議会の答申」を踏まえ、中央最低賃金審議会の藤村会長メッセージ動画をご視聴いただきます。時間は15分ほどになります。よろしくお願いいたします。

○藤村会長

中央最低賃金審議会会長の藤村でございます。

今年度も、目安の位置付けの趣旨や、中央最低賃金審議会がとりまとめた令和7年度の目安について、中央最低賃金審議会の会長である私から直接お伝えする場を設けさせていただいております。今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて、目安をどのように捉えて参考とするのか、また、今年度の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思います。

最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的としております。

通常の賃金とは異なり、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定されるものになります。

引上げ額の検討にあたり、考慮する要素としては、様々なものがあるが、基本的な考え方を改めて申し上げます。

まず、最低賃金は法定の3要素である、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっております。また、生活保護に係る施策との整合性に配

慮することも法定されております。

その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会で目安を示すことになっております。

また、近年は、政府の閣議決定に配意した審議を諮問の際に求められております。近年の主な配意内容は、中長期の金額目標と、地域間格差是正になります。

次に目安について、ご説明いたします。

令和5年の全員協議会報告や、令和7年度目安小委員会報告に記載しているとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたいと思います。

従って、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものであると考えております。

地方最低賃金審議会におかれては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上での決定を心がけてほしいと思います。

令和7年度の目安のポイントを説明いたします。今年度の目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で7回に渡って真摯に議論を重ねてまいりました。3要素のうち何を重視するかは、年によって異なりますが、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目いたしました。

3要素のそれぞれの評価のポイントについて説明いたします。まず「労働者の生計費」について、消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」を基準に議論を行ってまいりました。こういった中、今年度の物価について丁寧に議論をし、足下の物価上昇の要因として、生活必需品である食料やエネルギーの寄与が全体の7割を占めていることや、いわゆるエンゲル係数を勤労者世帯についてみると近年上昇傾向にあり、令和6年においては勤労者世帯で26.5%となっていること、さらに勤労者世帯のうち最も所得の低いグループである「世帯収入第一・十分位階級」では27.5%と、更に高い水準になっていることなどを公労使で確認しました。

しかしながら、食料やエネルギーは、昨年、指標としてみた消費者物価指数の「頻繁購入」にだけに含まれるものではなく、また、様々な生活必需品の価格が急激に上昇していることに鑑みれば、電気代や携帯電話代を含む「1か月に1回程度購入」や、そのどちらにも含まれない穀物を含む「食料」、生活の基礎となる品目を含む「基礎的支出項目」等の生活必需品との関連が深い消費者物価の指標を広く確認し、最低賃金近傍の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要があると判断しました。

そういった中、今年度の議論では、消費者物価指数のどれか1つの指標に着目するので

はなく、複数の指標を総合的にみようという議論になり、今年度は、「持家の帰属家賃を除く総合」に加えて、4つの指標を追加的にみることにした。具体的には、「頻繁購入」「1か月に1回程度購入」「基礎的支出項目」「食料」の4つであります。こういった指標をみながら、「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準、今年度は10月以降の平均が3.9%であったが、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む先ほどの4つの項目の消費者物価の上昇も勘案しました。なお、4つの項目の平均の上昇率を順に申し上げると、4.2%、6.7%、5.0%、6.4%の高い水準になっております。

次に、「賃金」については、連合、経団連、日商、厚生労働省の30人未満企業を対象とした賃金改定状況調査といった様々な調査で、賃上げのベクトルが上向きであることが今年も確認されております。賃金が上昇しているという流れにも着目する必要性について公労使の考えが一致したところです。

最後に、「通常の事業の賃金支払能力」については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行いました。

支払能力については、決め手となる指標がなかなかないわけですが、例年どおり、賃金改定状況調査の第4表が支払能力を反映したものであるということも意識するとともに、そのほか売上高経常利益率等も確認しております。その際、資本金規模が1000万円未満の企業が厳しい等のデータや、価格転嫁にはまだまだ改善の余地があることは意識しましたが、全体として支払能力は改善傾向であると考えました。

さて、今年度示した目安についてですが、これまでの説明と重複しますが、3要素のデータを総合的に勘案して目安を示すにあたっては、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目しました。また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法の目的にも留意したところです。具体的には、全国加重平均としては、今年度は6.0%、63円を基準としてランク別の目安額を検討することとしました。

次に、ランクごとの目安額についてですが、近年、配意を求められている政府の閣議決定では、「地域間格差の是正」が盛り込まれており、中央最低賃金審議会としても、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことは意識してきました。

そういった中、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の上昇率が、Aランクで3.8%、Bランクで3.9%、Cランクで4.1%となっており、Cランクの上昇率が最も高くなっていることや、賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率がCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっていること、などの指標を考慮すると、今年度は、下位ランクの目安額が、上位ランクの目安額を初めて上回ることが適当と考えました。

具体的には、Aランク63円・5.6%、Bランク63円・6.3%、Cランク64円・6.7%であります。Cランクの引上げ額、引上げ率が最も高くなっていることは、中央最低賃金審議会として、地域間格差是正への配意、物価や賃金等の指標をみて、お示ししたものであります。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめております。また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のものも含まれているので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参考としていただきたいと思います。なお、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮していただくため、厚生労働省の事務局に対して、都道府県別のデータ有無を明らかにする等の要請も小委員会の議論の中でありました。これについては、早速労働局には伝達されていると承知しているので、適宜参考にされたいと思います。

次に、発効日についてです。発効日については、10月1日等の早い段階で発効させるべきという意見もあれば、近年の最低賃金の大幅な引上げが続く中、必要となる賃金原資が増大していることへの対応が必要等の声も上がっております。

こうした状況に留意するとともに、最低賃金法第14条第2項において、発効日は各地方最低賃金審議会の公労使委員間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額とともに、発効日についても十分に議論を行うよう、中央最低賃金審議会の公益委員として要望いたします。

さいごに、以上述べてきたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を重ねてまいりました。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考に、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき公労使による建設的で真摯な議論が行われることを切に期待しております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果についてこれからも注目していきたいと思えます。以上、私からのメッセージでした。

○佐藤賃金室長

引き続き私の方から、関連した資料として、資料1の「生活保護と最低賃金」についてご説明いたします。中央最低賃金審議会目安小委員会において、生活保護と最低賃金の比較について最新のデータに基づく結果が公表されています。

資料を開いていただきますと、1、2ページに「折れ線グラフ」がございます。1ページのグラフは、下段の注3にありますとおり、生活保護のデータ、最低賃金のデータともに2023年度のものとなっております。

点線の折れ線グラフが生活保護、実線の折れ線グラフが最低賃金、右から5つめの秋田県を含めた全ての都道府県で、実線の最低賃金が点線の生活保護を上回っているという状況が明らかとなっております。

また、2024年度の最低賃金のデータを反映したものが次の2ページのグラフとなります。

次の3ページは、都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析になります。北海道から始まる5番目に秋田県の数字が出ております。平成25年度までは全国の一部の都道府県において、乖離がありました。平成26年度以降は全国で乖離は発生していません。

秋田県では、2023年度データで最賃が210円上回っており、2024年度の最賃引上げ額を考慮すると、最賃が264円上回っていることになります。

次の4ページには、「生活保護と最低賃金の比較について（令和7年度）」として、秋田県の状況について詳細に計算した内容を記載しておりますので、審議の参考にしていただければと思います。

次に、関連した資料として資料2「令和7年賃金改定状況調査結果」についてご説明いたします。

この調査は、最低賃金の改正審議の参考とすることを目的として実施した調査で、企業規模30人未満の、全国約16,500の民営事業場を調査対象とし、集計事業場数は約5,000、約31,300人の労働者を集計し、令和7年6月分とその1年前である令和6年6月分の賃金を比較調査し、その動向をまとめたものでございます。なお、本調査は厚生労働省本省が行い、都道府県単位での集計は行っておりませんので、あらかじめご了承ください。

全国集計の結果によりますと、1年前と比較した労働者の賃金動向については、7ページ第4表②「一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別）内訳」をご覧ください。

それぞれ、ランクごとに集計されております。秋田はCランクになりますので、「一般パート計」のCランクのところ、数字の書いてあるところの左から3つ目にある賃金上昇率を見ていただきますと賃金上昇率が3.0%となっており、昨年の2.7%を0.3ポイント上回っております。

また、その下の欄には一般労働者とパート労働者に分けて集計されておりまして、Cランクの一般労働者が2.5%と昨年の3.0%を0.5ポイント下回り、パート労働者は4.1%と昨年の2.2%を1.9ポイント上回っております。

8ページの第4表の③は令和6年6月と令和7年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計表になります。産業計のCランクでは賃金上昇率3.6%と昨年の3.1%を0.5ポイント上回っています。

また、机上配布資料として「賃金改定状況調査結果第4表の推移」の表を配付しておりますので参考としていただければと思います。

最低賃金の目安及び関連資料についての説明は以上です。

○臼木会長

ありがとうございました。中央の審議会の会長からの動画の説明、生活保護と最低賃金の説明、賃金改定状況調査の説明・報告がありました。かなり資料のボリュームがあること、専門的な内容、細かい記載のある資料が中心となっておりますので、何かご質問や確認などがありましたら、挙手をお願いします。

特にないようですので、ひとまず次の議題の「賃金実態調査結果について」事務局から報告をお願いいたします。

○我妻賃金指導官

令和7年度賃金実態調査結果につきまして説明いたします。資料番号3の1ページ、賃金実態調査の概要をご覧ください。

この調査は、1 調査の目的 に記載のとおり、秋田県最低賃金の改正決定の審議に資するため、適用労働者の賃金実態を的確に把握することを目的に実施しているものです。以下、2 調査対象産業、3 調査対象事業所の規模、4 調査対象月、5 調査実施期間、6 集計方法については、ここに記載している内容をご確認下さいますようお願いいたします。

次に、7 集計事業所数及び労働者数ですが、これは、総務省の令和3年経済センサスに本省で令和4年次データを加味した、対象事業所、約20,800、対象労働者、約142,000人の中から、さらに業種等のバランスをとって抽出調査を行い、実際に集計した事業所及び労働者数を記載しております。

なお、この報告で申し上げる調査結果の数値は、あくまでも調査件数から母数を基に復元した数字であり、実数ではありませんのでご留意願います。

また、特定最低賃金が適用される非鉄金属、電子部品、自動車製造、自動車(新車)小売関係については、18歳未満または65歳以上の者、雇入れ後6カ月未満であって、技能習得中のもの、清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な作業に従事する者、電子部品等製造業では、組立又は加工の業務のうち、主として卓上で行う組線、巻線、はんだ付け、検査の業務に従事する、特定最賃適用除外の労働者を含んでおります。

2 ページは、調査対象となっている業種を、産業分類番号で表示しております。

3 ページは、秋田県賃金実態調査表(賃金分布の概要)でございます。平成26年度から掲載しておりますが、一番右が令和7年度の結果でございます。時間当りの平均賃金額は、1,327円、前年比でプラス4.1%となっております。

なお、表の左側の項目で、第1・10分位数、中位数などの統計用語につきましては、21 ページ以降で解説しておりますので、後ほどご覧ください。

4 ページは、最低賃金改正に伴う未満率及び影響率の推移でございます。現行の秋田県最低賃金額951円に対する未満率は、1.0%となっております。

なお、未満率とは、改定前の最低賃金額を下回る労働者の比率、影響率とは、改定後の最低賃金額を下回る労働者の比率のことをいいます。

実際には、5 ページの令和7年度 最低賃金基礎調査結果表をご覧ください。表の左側に、賃金階級として940円までから始まって、以降941円から、1,051円まで1円刻みの賃金階級を設定しております。

次に、左から2列目の合計欄をご覧ください。上段の数字は、左側の賃金階級に属する労働者数を示しておりますが、940円から下の行の階級は、940円までの累計の労働者数を示しております。現行の 951円未満の労働者は、950円までのところを見ていただきますと、1,381人いるということになります。

そして、そのカッコ内の数値は、全体の人数に対する比率を示しており、1.0%と表示されております。これが現行の最低賃金に対する未満率ということになります。

なお、実際に最低賃金額951円で働いている労働者は、951円の賃金階級の累計数11,135人から、その前の賃金階級である950円までの累計労働者数1,381人を差し引いた、9,754人となり、率では約7.2%ということになります。以降、951円からのカッコ内は、最低賃金を改定した場合の影響率として見ていくことになります。

参考までに、9 ページからの令和6年度の調査結果表をご覧ください。令和6年度は、最低賃金額が951円に改定されましたので、その1円下の950円のところをご覧くださいますと、「29.3%」となっております。これが、令和6年の改定後の影響率ということになります。

次に19ページをご覧ください。こちらは、全労働者に占めるパート労働者の比率と、労働者の男女比を業種別に比較したものでございます。パート労働者の比率は、総計で29.1%となっており、男女比は、総計で44：56となっております。

集計結果の説明は以上でございますが、この集計結果及び13ページから18ページまで掲載しております集計結果(性別、年齢別)については、11月を目処に全国とりまとめの上、厚生労働省においてホームページ及び政府統計の総合窓口e-Statへ掲載することとなります。

また、これら集計表の復元に関しては、全国斉一性を担保するため、労働者数による復元で行うこととしておりますが、あくまでも実数ではございませんので、ご留意いただきますようお願いいたします。私からの説明は以上でございます。

○臼木会長

ありがとうございました。統計の細かい説明がありましたが、何かご質問や確認などがございましたら挙手をお願いいたします。

特にないようですので、次の議題3「その他」についてですが、事務局から何かありますか。

○佐藤賃金室長

事務局から「今後の審議日程(案)」、「意見書」、「専門部会委員の任命について」の3点について、提案、説明させていただきたいと思います。

それでは、今後の審議日程案について説明させていただきます。

資料4の令和7年度 秋田地方最低賃金審議会日程(変更案)をご覧ください。今後の審議状況によることから、流動的な面はございますが、現段階におきましては、本日、本審議会終了後、この会場において第1回秋田県最低賃金専門部会を開催し、部会長及び部会長代理を選出した後、参考人意見聴取を行います。その後、労使双方から引上げに係る基本的な考え方とそれに基づく金額提示をしていただき、その後、金額審議に入る予定となっております。

8月8日午後1時30分からは2回目の専門部会を、8月19日午後1時30分からは3回目の専門部会を開催する予定としております。

8月19日の専門部会終了後に第3回本審を開催し、専門部会からの報告を予定しております。8月19日の専門部会終了の目途としては、午後3時頃を予定しておりますが、専門部会の審議状況により昨年度のように予定時刻を大幅に超過する可能性もあります。

また、専門部会で全会一致とならなかった場合には、本審で採決していただくこととなります。

なお、8月19日に結審に至らず審議継続となった場合でも特定最賃改正決定の必要性の諮問を行う必要があり、本審を開催することとなりますので、ご協力方よろしく願います。

8月19日の専門部会で結審に至らない場合は、予備日としております8月25日に専門部会を開催することになりますが、この日で採決により結審となった場合には、本審での採決が必要となりますので、本審を開催する予定としております。

答申となった場合、異議の申出の公示をいたしますが、異議があった場合は、異議審を開催することになります。

最短での最賃発効を考慮しますと、8月19日に答申があった場合は、9月4日に異議審を開催することになりますが、発効手続き等のため開催は午前中となります。

委員の皆様方には、予備日として設定しております8月25日及びそれ以降の日程の確保につきまして、ご協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

また、審議日程につきましては7月14日の第1回本審で承認を頂きましたが、今回、資料の赤書きの部分を変更分として提案させていただきます。

8月19日に結審しなかった場合のケース2とケース3では、8月20日特別小委員会は開催せず、9月4日に開催することで承認いただきましたが、8月19日に審議が長引き結審しなかった場合、8月20日に特別小委員会を開催しないことの、参考人の方々への連絡が遅くなり、日程確保上、多大なご迷惑をおかけすることになることから、ケース2とケース3の8月19日に県最賃が結審しなかった場合でも、8月20日に特別小委員会を開催して、

参考人意見聴取を実施することとし、8月25日か9月2日に県最賃答申後の、9月4日に第2回特別小委員会を開催し、県最賃の答申額も参考に特定最賃の改正の必要性の有無について結論を出していただく、という審議日程を変更提案させていただきますので、承認をお願いいたします。審議日程案につきましては、以上でございます。

○臼木会長

中央の審議会の結論がいつでるのか見えない状況の中で当面の日程案を前回の審議会でお諮りしておりましたが、この度目安額が提示されて、審議に今日から入ります。ケース1、2、3とありますが、順調に審議が進んで3回の審議で金額的な結論が出た場合はケース1、従前ですと3回の審議で結論が出ていました。その理由は、中央の会長がおっしゃっていた通り、10月の出来るだけ早い段階での新しい賃金の適用を考慮すると早い時期での結論を出す必要があること、それから公示ですとかの手続きを踏まえると決定してから実際に適用になるまで1か月以上の期間が必要ということで、これまで労使双方の皆様にご協力をいただきながら、3回程度で議論を進めてきましたが、今回は予備日として8月25日、9月2日と予備日を明示する形で日程の案としてケース2、3を示しております。これにつきましては、先ほどの動画に戻りますが、中央の会長からも、本来であれば、出来るだけ早期の新しい賃金の決定、その適用を求めていくというのが、我々に課せられている一つのミッションではありますが、丁寧な議論の中で熟慮が必要なケースも十分にある。あるいは、金額の上がり方次第では、使用者側の皆様の準備の時間も必要であることも考慮しなければならないということもありますので、10月の早期だけにこだわらずに柔軟な対応を中央から示されているので、ケース1、2、3という形で、現時点では案として示しています。誤解のないように申し上げますと、ケース3までやらなければいけないということでもないですし、ケース3までに終わらなければならないというわけでもないです。場合によっては、これ以降も伸びる可能性も審議の状況によってはありうることもご考慮いただき結構ですが、皆様方のご予定が先ほど申し上げた通りこれに付随した特定最賃ですとか、それに関する参考人の方ですとか、異議審ですとかの手続きのプロセスを考えると、10月中の発効をある程度念頭に置き審議を進めていくというのが本来の我々に課せられたミッションに鑑みると、このスケジュールで動かなければいけないのではということで、事務局から提案をいただいた案ですので、これに縛られるのかということではないことをご理解いただいたうえで内容について確認やご意見等ありますか。

特にないようですので、資料4にある審議日程案をお認めになったということで今後この日程に沿う形で審議会を進めて参りたいと思います。よろしくお願いします。

次に、2点目の意見書について事務局から説明してください。

○佐藤賃金室長

意見書につきまして、事務局から説明させていただきます。

資料5「秋田県最低賃金改正の審議にあたっての意見書」写しをご覧ください。

改正諮問に伴い7月14日付けで意見聴取の公示を行ったところ、労働者側12団体から意見書が提出されました。使用者側団体等からの提出はございませんでした。

なお、前回の審議会における議決に基づき、本審議会終了後に開催されます専門部会におきまして、この意見書を提出された団体の中から、参考人として3名の方から、直接、意見聴取を行うこととなっております。

今回提出された意見書の内容を簡潔にまとめて説明いたしますと、秋田県労働組合総連合からの意見書に代表されますように、1ページの1から順番に、1「はじめに」では、政府は「2020年代に全国加重平均1500円」の目標を掲げたが、「賃金の低廉な労働者」の賃金を改善し、労働者の生活安定を図ることを考え、物価スライドや他県との比較ではなく、生計費原則に基づき、「直ちに1500円」に引き上げていくことが求められる。同時に、中小企業・小規模事業者の経営支援を万全にしていかなければならない。としています。

2「物価高騰に追いつき、独立して生計を営める賃金水準を目指してください」では、2025年の春闘は大企業を中心に平均5.25%の賃上げとなり、前年を0.15%上回った。しかしそれでも実質賃金はマイナスとなり、物価高に賃上げが追い付いていない。労働者の賃金に大きな影響を与える最低賃金の大幅な引き上げで、独立して生計を営める賃金水準の実現が求められている。としています。

3「地域間格差解消は待ったなしの課題です」では、地域間格差によって、労働力が地方から都市部へ流出し、地方の人口減少と高齢化により地域経済が疲弊している。労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出は防がなくてはならず、地域間格差を縮小し、解消することは待ったなしの課題である。としています。

4「中小企業支援の拡充で最賃引上げにむけた条件整備を」では、地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられている。政府の責任で優越的地位の濫用を防止し適正価格による公正な取引を実現すること、原材料・生産コストを適正に価格転嫁できるようにすること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減などを実施することが求められる。こうしたことについても、審議会の意見として答申に反映し、積極的に発信していくことが大切と考える。としています。

5「最賃引き上げ、格差の解消の声は日増しに大きくなっています」では、最低賃金の引き上げ、格差の解消、全国一律制の実施、中小企業支援の拡充を一体で進めることは社会的要請となっており、秋田地方最低賃金審議会が積極的な引き上げと地域間格差の解消を求める答申を行い、政府に対し実効性ある中小企業支援策の拡充を求めることも併せて答申するよう要望する。としています。

記 以下には、以上を踏まえ、1、最低賃金を物価スライドや他県との比較ではなく、

独立して生計を営める水準に対応しうる金額となるよう、大幅に引き上げること。

2、時間額1,500円に早期に到達することと、全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を大幅に縮小すること。

3、最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化すること」を審議会の意見として表明すること。の3点が意見要望事項としてまとめられております。

また、秋田県医療労働組合連合会では、医療・介護労働者の過酷な労働実態と社会的役割を考えれば、専門職とは思えない低い賃金水準である。仕事に見合わない低賃金が離職を促し、看護師・介護職員の不足に拍車をかけている。人手不足を解消するためにも賃金水準の引上げが早急に求められており、医療・看護・介護の提供体制改善にも直結することから、地域間格差を是正し、大幅な最低賃金引き上げは喫緊の重要課題であるとし、「物価の高騰やコロナ禍で特にダメージの大きい医療・福祉産業をはじめとする各産業への特別の支援を継続すること」を要望しており、中通病院労働組合では、臨時職員の時給は最賃に張り付いている実態にあり、最賃が大幅に引き上がらなければ正職員と臨時職員の格差解消はできない、としています。

全日本年金者組合では、「年金は働いていた時の賃金がベースとなって支給額が決定されることから、最低賃金が全国でも最低位にある秋田県の年金支給額は、低くならざるを得ない。全国一律の最低賃金の実現を切望するとともに、せめて最低賃金1,500円以上にすることを強く要望する」と、独自の要望がございました。意見書につきましては、以上でございます。

また、資料6として、本審議会长あて提出された秋田弁護士会からの「最低賃金の大幅な引上げと全国一律最低賃金制度実施を求める会長声明」写しをお付けしております。読み上げは省略いたしますが、まとめますと、1つ目として、最低賃金をセーフティネットとして実効的に機能させるためには、最低賃金の大幅な引上げが急務である。

2つ目として、賃金の地域間格差を早急に是正するため全国一律最低賃金制度を実現すべきである。

3つ目として、中小企業が最低賃金の大幅な引き上げに対応できるようにするため、抜本的な中小企業支援策を実現することが不可欠である。

4つ目として、秋田地方最低賃金審議会に対し、秋田県最低賃金の大幅な引上げを答申することを求めるとともに、中央最低賃金審議会に対し、地域間格差を縮小しながら全国すべての地域において最低賃金に引き上げを答申すること及び全国一律最低賃金制度の実施に向けた提言をなすことを求める、という内容となっております。

なお、中央最低賃金審議会にかかる要望もあることから、本省に報告済みであることを申し添えます。以上です。

○臼木会長

ありがとうございました。たくさんのところから意見書いただきました。その内容について概要を説明していただきましたが、ただ今の説明について、何かご質問や確認しておきたい点などありましたら挙手をお願いします。

特にないようですので、続いて3点目の専門部会委員の任命について事務局から説明してください。

○佐藤賃金室長

専門部会委員の任命につきまして、事務局から報告させていただきます。

資料7「秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会委員名簿」をご覧ください。
第1回本審における議決に基づき7月14日付けで推薦公示を行った結果、労使団体から推薦のあった各3名、合計6名の労使委員と公益委員3名を合わせた、9名の委員を7月29日付けで任命いたしましたので、ご確認いただきますと共に、委員の皆さまにはどうぞよろしく願いいたします。以上です。

○臼木会長

ただ今の専門部会委員の任命について、何かご質問や確認などありませんか。

特にないようですので、ほかに事務局から追加で説明することはありますか。

○我妻賃金指導官

令和7年度参考資料集について説明いたします。

資料番号1「令和7年春闘 各機関別賃上げ集計状況」、資料番号9「消費者物価指数 秋田市」、資料番号10「秋田県鉱工業生産指数月報」、資料番号12「毎月勤労統計調査 地方調査結果速報」、資料番号13「秋田県内の雇用情勢」、資料番号14「県内金融経済概況」については、最新の資料を配付させていただきましたので、お手元のファイルに綴じていただければと思います。

なお、ファイルをお預かりしていた委員の皆様の参考資料ファイルには、最新のものを綴じておりますので、そのままお使いいただければと思います。

それでは、今回更新した資料について簡単にご説明いたします。

資料1「令和7年春闘 各機関別賃上げ集計状況」についてですが、厚生労働省から、令和7年の民間主要企業の春季賃上げ状況が公表されました。平均妥結額は18,629円で、前年に比べ1,214円の増、賃上げ率は5.52%で、前年に比べ0.19ポイントの増となっております。

なお、「主要企業」とは、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業であって、労働組合のあるものとなっています。

資料9は「消費者物価指数 秋田市」です。令和7年6月分の概況を見ますと、総合指数は2020年を100として113.1となっており、前月比は0.4%の下落、前年同月比は2.4%の上昇となっております。

資料10は「秋田県鉱工業生産指数月報(令和7年5月分)」です。季節調整済指数が92.5前月比9.2%減で、3ヶ月連続で低下しています。

資料12は「毎月勤労統計調査地方調査結果速報(令和7年5月分)」です。事業所規模5人以上の常用労働者の現金給与総額は、251,778円で、前月比0.5%の減、前年同月比で2.0%の減となっております。

資料13は「秋田県内の雇用情勢(令和7年6月分)」です。有効求人倍率は1.20倍で、前月と同水準となっております。概況の県内雇用情勢は「持ち直しの動きに弱さが広がっており、物価上昇等の影響により一部に厳しさがみられる。」となっております。

資料14は日本銀行秋田支店発表の「県内金融経済概況(2025年7月23日)」です。基調判断の項目の県内概況は「県内景気は、一部に弱めの動きがみられるものの、緩やかに回復している。」としています。私からの説明は、以上でございます。

○臼木会長

ただ今の説明していただいたのは参考資料集の新しく更新された分になりますが、ご質問や確認などありますか。

特にないようですが、本日の議題は以上ですが、ほかに何か委員の皆様ございますか。
ないようでしたら、事務局から追加の説明や報告ございますか。

○我妻賃金指導官

先ほど審議日程を了承いただきましたので、8月19日火曜日開催の第3回本審の開催通知を、本審議会終了後、各委員にお渡しいたしますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

○臼木会長

次回の本審は、予定ではありますが秋田県最低賃金専門部会報告及び改正決定の答申について、秋田県特定最低賃金改正決定の必要性の有無等について、8月19日、火曜日に開催することとなっております。

皆様ご多忙とは思いますが、日程の確保をお願いいたします。万が一日程に変更が生ずるような場合は、事務局から各委員にご連絡していただきますようお願いいたします。

それでは、これもちまして本年度第2回秋田地方最低賃金審議会を終了いたします。
お疲れ様でした。